

1. 改正の概要

- ・酒税の税率が以下のように、三段階に分けて変更になります。
- ・「ビール」の税率が戦後最低水準まで下がり、「新ジャンル」「チューハイ」の税率が大幅に引き上げられます。

(1ℓ当たり(350ml当たり))

種類	改正前	改正案		
		第一段階	第二段階	第三段階
発泡性酒類(※1)	220,000円 (77.00円)	200,000円 (70.00円)	181,000円 (63.35円)	
発泡酒(アルコール分)	(10度未満)	(10度未満)	(10度未満)	
麦芽比率25%以上50%未満	178,125円 (62.34円)	167,125円 (58.49円)	155,000円 (54.25円)	155,000円 (54.25円)
麦芽比率25%未満	134,250円 (46.98円)	134,250円 (46.98円)		
新ジャンル(※2)	-	-	134,250円 (46.98円)	
その他の発泡性酒類(アルコール分)	(10度未満)	(10度未満)	(10度未満)	(11度未満)
新ジャンル(※2)	80,000円 (28.00円)	108,000円 (37.80円)	-	-
チューハイ等	80,000円 (28.00円)	80,000円 (28.00円)		100,000円 (35.00円)
税率改正の実施時期	-	平成32年10月1日	平成35年10月1日	平成38年10月1日
醸造酒類	140,000円	120,000円	100,000円	
清酒	120,000円	110,000円		
果実酒	80,000円	90,000円		
税率改正の実施時期	-	平成32年10月1日	平成35年10月1日	
混成酒類(アルコール分20度)	220,000円	200,000円		
[アルコール分1度当たりの加算額]	[11,000円]	[10,000円]		
税率改正の実施時期	-	平成32年10月1日		

(※1) 発泡性酒類のうち、麦芽比率67%以上のもの(平成35年10月1日以降は50%以上のもの)が「ビール」とされる

(※2) 「新ジャンル」については平成35年10月1日から発泡酒の品目に分類される

2. 今後の注目点

- ・三段階の税率見直しの都度、経済状況を踏まえて検討を加え、必要がある際には所要の措置が講じられる予定である。